



中野区

地域支えあいネットワークを活用した被害防止の取組

取組の概要

平成18年9月開始

- 高齢者に係る関係機関等と連携し、「高齢者悪質商法被害防止情報連絡体制」を構築・運用

平成23年4月開始

- 条例整備により、**高齢者などを見守り対象者名簿に登載**。地域支えあいネットワークによる見守り活動を実施（地域支えあい部門）

実施内容

- 「中野区地域支えあい活動の推進に関する条例」の整備（地域支えあい部門の取組）

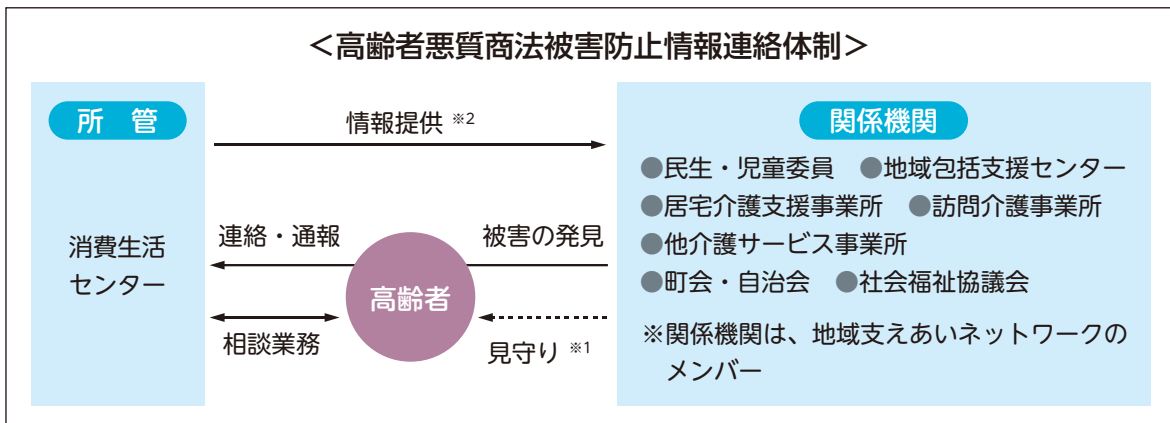
- ・ 70歳以上の単身者、75歳以上のみの世帯に属する者（※）などを見守り対象者名簿に登載 ※不同意者以外は見守り対象者名簿に登載
- ・ 条例施行日：平成23年4月1日

- 中野区地域支えあいネットワークによる見守り活動（地域支えあい部門の取組）

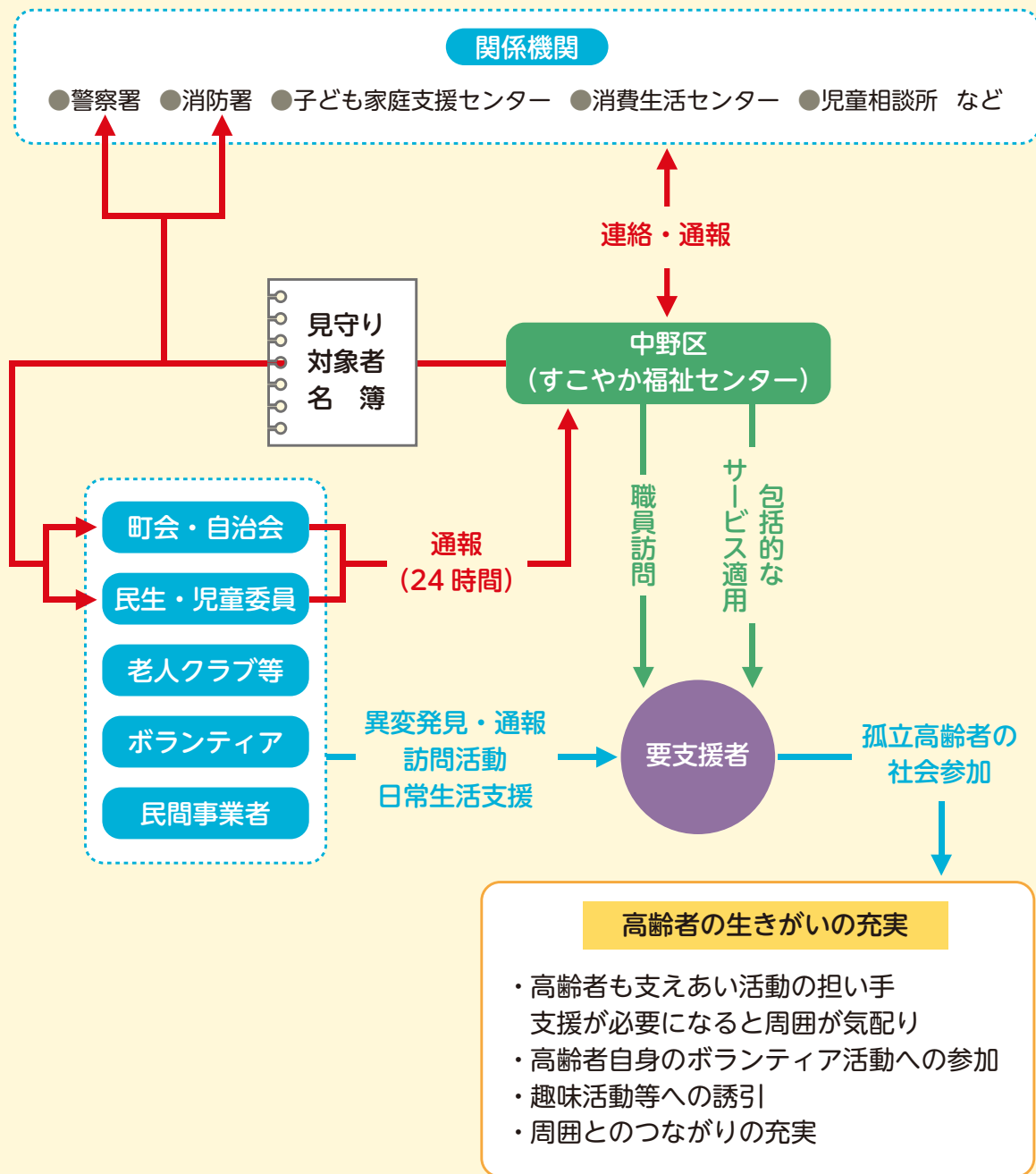
- ・ 見守り対象者名簿を町会・自治会、民生・児童委員、警察署、消防署に提供
- ・ 民生・児童委員、町会・自治会などにより、日常的な見守り活動等を実施

- 「高齢者悪質商法被害防止情報連絡体制」を、地域支えあいネットワークを活用して運用

- ・ 消費生活部門において構築した「高齢者悪質商法被害防止情報連絡体制」（平成18年9月設置）を、地域支えあい部門の地域支えあいネットワークのしくみを活用して運用
- ・ 見守りネットワーク関係者への啓発を適宜実施



地域支えあい活動のイメージ図



近隣関係に基づく、異変発見・通報・日常生活のさりげない手伝い

この地域支えあいネットワークを活用・発展させることにより、消費生活センターを中心とする高齢者悪質商法被害防止情報連絡体制を運用

中野区地域支えあい活動の推進に関する条例（抄）

見守り対象者名簿の提供

第7条 区長は、地域における支えあい活動を推進するために必要があると認めるときは、次項に掲げる団体、者又は機関（以下「団体等」という。）に対し、次条から第11条までに定めるところにより、次に掲げる者に係る情報（第3項に規定する情報をいう。次項において同じ。）を提供することができる。

- (1) 70歳以上の単身の世帯に属する者
- (2) 75歳以上の者のみで構成される世帯に属する者
- (3) から(7)略

2 前項の規定により情報を提供することができる団体等は、次のとおりとする。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体（現に支えあい活動を行い、又は行おうとする団体に限る。以下「地縁団体」という。）
- (2) 民生委員法（昭和23年法律第198号）に定める民生委員
- (3) 児童福祉法に定める児童委員
- (4) 警察署
- (5) 消防署

3 第1項の規定により提供することができる情報は、同項各号に掲げる者の氏名、住所、年齢及び性別並びに当該者が提供することを希望する事項（支えあい活動を行うに当たり必要となる事項に限る。）（以下第13条までにおいて「情報」という。）とする。

4 第1項の規定による情報の提供は、規則で定めるところにより調製する名簿（以下単に「名簿」という。）を書面で提供することにより行うものとする。

高齢者の名簿作成に係る意向確認

第8条 区長は、前条第1項の規定により団体等に対し同項第1号又は第2号に掲げる者に係る情報を提供しようとするときは、当該者からの同意を得ることなく、これを行うことができる。ただし、規則で定めるところにより、当該者から不同意の申出があった場合は、地縁団体に対しては、当該者に係る情報の提供は行わない。

町会・自治会の名簿管理

第12条 区長は、第7条第1項の規定により地縁団体に対し情報を提供しようとするときは、当該地縁団体からの申出に基づき、これを行うものとする。

2 前項の申出をしようとするときは、地縁団体は、規則で定めるところにより、区長に対し、提供を受けた情報を管理する者（以下「名簿管理者」という。）を届け出なければならない。

3 名簿管理者は、支えあい活動を行うために必要な範囲で、当該地縁団体の構成員であって規則で定めるところにより名簿を閲覧するものとして区長に届け出た者（以下「名簿閲覧者」という。）に対し、その管理する名簿を閲覧させることができる。

4 前項の規定による閲覧は、名簿管理者の立会いがなければすることができない。

☞ その他、情報提供に関する協定締結（第13条）、利用・提供制限（第16条）、守秘義務（第17条）、罰則（第19条）等の個人情報保護規定を設けています。

情報特急便

2015年7月

高齢者悪質商法被害防止情報連絡体制
消費生活センター情報特急便 No. 105

区内で高齢者を狙った詐欺被害が増えています！
不審な勧誘は「悪質事業者（ユー・エフ・エス）や消費生活センターへ」

「訪問販売で高額な防災用品をすすめられた…」
～地震など災害への備えに使った悪質商法にご注意ください～

「業者が家に来て、地震に備えて防災用品を勧められた。話を聞いてうちに不安になり、その場で購入してしまったが、あとで、かなり高額であることがわかった。商品を返すので、返金してほしい…」
→区に相談が複数寄せられてきました。

訪問販売では、クーリングオフが可能

上記のケースのように訪問販売で契約した場合、申込書や契約書を受け取った日を含めて8日以内は、クーリングオフ(無条件解約)が可能です。クーリングオフに関する情報は消費生活センターにご相談ください。

日ごろから、悪質な訪問販売にご用心

- 高齢者を狙って、不安をあおり、その場で契約をとる悪質業者の訪問販売が、今も区内で起きています。日ごろから、訪問販売や勧誘の人が来た時は、すぐにドアを開けないで、インターホンやドア越しに事業者名と用件を確認し、必要が無ければきっぱりと断り帰ってもらうなど、心がけましょう。
- その場ですぐに契約しないで、周りの人に相談しましょう。
- お困りの場合などは、消費生活センターへご連絡を。

※なお、区の職員が、販売目的で訪問や電話することはありません。

見守りが必要とする高齢者への注意喚起をお願いします。気になることがあれば、消費生活センターにご連絡ください。 真面目に、(株) 国民生活センターの「見守り情報」をお届けします。

中野区消費生活センター 中野区中野4-8-1 (区役所1階24番窓口)
相談直通 3389-1196 (午前9時30分～午後4時)
電話 3389-1191 FAX 3389-1199
メールアドレス shohisei.katusenta@city.tokyo-nakano.lg.jp

「業者が家に来て、地震に備えて防災用品を勧められた。話を聞いてうちに不安になり、その場で購入してしまったが、あとで、かなり高額であることがわかった。商品を返すので、返金してほしい…」
こうした相談が高齢者などから寄せられています。



訪問販売では、クーリングオフが可能

上記のケースのように訪問販売で契約した場合、申込書や契約書を受け取った日を含めて8日以内は、クーリングオフ(無条件解約)が可能です。クーリングオフに関する情報は消費生活センターにご相談ください。

日ごろから、悪質な訪問販売にご用心

- 高齢者を狙って、不安をあおり、その場で契約をとる悪質業者の訪問販売が、今も区内で起きています。日ごろから、訪問販売や勧誘の人が来た時は、すぐにドアを開けないで、インターホンやドア越しに事業者名と用件を確認し、必要が無ければきっぱりと断り帰ってもらうなど、心がけましょう。
 - その場ですぐに契約しないで、周りの人に相談しましょう。
 - お困りの場合などは、消費生活センターへご連絡を。
- ※なお、区の職員が、販売目的で訪問や電話することはありません。

取組の成果

- 各町会や自治会等が、地域の高齢者等の見守りを行うことによって、異変の発生などに気づいた場合、区の子育て、保健・福祉、支えあいの地域拠点であるすこやか福祉センターに情報が寄せられ、区の支援等につながるなどの連携がとられ、地域住民の安心感が広がった。
- 消費生活部門においても、見守り関係者が、地域の高齢者の消費生活面での異変に気づき、悪質事業者に関する注意喚起を行ったり、高齢者から消費生活センターへの早期相談につなげるといった成果があがっている。さらに、寄せられた情報を広く見守り関係機関にフィードバックして提供することにより注意喚起を促している。

取組のポイント!

- 近年、個人情報保護の観点から、地元自治会等でも住民情報の共有に消極的になりがちです。この事例では、自治体が率先して見守り対象者の個人情報共有できる仕組みを構築することにより、見守り活動の主体が、積極的に見守り活動を行うことができるようにしています。
- 消費生活部門において、地域支えあい部門が構築した仕組みを活用し、悪質商法被害防止の見守り活動を行っています。たとえば、福祉部門などで先進的なネットワークの取組を行っている場合でも、安否確認がメインとなることが多く、消費者被害防止に向けた取組と連動しないケースが見られます。この事例では、両部門の連携により、地域支えあい部門が主体となって構築した見守りネットワークが、消費者被害への取組にも積極的に対応しています。